

令和2年12月15日

保険医療機関

保険薬局

柔道整復師、鍼・灸・マッサージ師

訪問看護ステーション

各位

神奈川県国民健康保険団体連合会

令和3年4月診療分から、

横浜市の小児医療費助成の1・2歳児の所得制限がなくなります。

【 所得制限緩和の内容 】

- ・新たに対象となる方
1歳児及び2歳児で保護者の所得が所得制限限度額以上の方
- ・現行の小学4年生～中学3年生と同様に、
通院1回の負担上限額 500円までとし、500円を超える額を横浜市が助成
- ・受給者には、通院1回500円までの請求をお願いします。
保険診療の自己負担2割が通院1回500円に満たない場合は、その額まで、
受給者に請求してください（横浜市は助成しません）
- ・500円の負担金徴収対象は、
医科（外来）、歯科（外来）、柔道整復、鍼・灸・あんま・マッサージ、訪問看護
- ・入院助成は、自己負担分（2割）を横浜市が助成
- ・調剤（院外薬局）は、自己負担分（2割）を横浜市が助成

※制度の対象拡大に関する詳しい内容については、
横浜市ホームページをご覧ください。

担当：審査管理部審査管理課
TEL：045-329-3411